

介護保険外サービス重要事項説明書・契約書

(事業者の概要)

事業者名	有限会社関西商事／便利屋まごころサービス広島
所在地	〒732-0045 広島県広島市東区曙 1-8-1 関西タクシービル 2 階
電話番号	090-1352-8858
代表者名	大内 雅司
サービス提供地域	・広島市中区・広島市東区・広島市南区 ・広島市西区・広島市安佐南区・広島市安佐北区・広島市安芸区・広島市佐伯区・安芸郡府中町
サービス提供日	暦通り
受付時間	10:00～20:00

(介護保険外サービスの内容)

事業者が利用者に対して行う介護保険外サービスにおいて、提供できるサービスは次の通りです。

※サービスの性質上、身体介護サービスは提供できません。

- ①家事支援 ゴミ出し・調理・後片付け・掃除・洗濯・布団干し・庭の手入れ（草むしり）
買い物代行など
- ②付き添い介助 散歩・墓参り・病院見舞い・美容院・通院の付き添いなど
- ③入退院支援 入院時・退院時の準備や付き添い・入院中の見守りなど
- ④見守り支援 ご自宅に伺い様子確認や見守りなど その他何でもお困りごとがありましたら、ご相談下さい。

(利用料金)

	生活援助サービス	買い物代行や院内付き添いなど
1 時間単位	3,000 円 (税込)	3,000 円 (税込)
以降 10 分毎に加算	500 円 (税込)	500 円 (税込)

午後 10 時以降は、**夜間対応費**として料金に**千円 (税込)** 加算されますのでご了承ください。

(交通費)

交通費として半径 2 km 以内：千円（税込）、半径 5 km：2 千円（税込）、半径 5 km 越：3 千円（税込）を頂戴いたします。

※**駐車料金**が掛かる場合は、**実費**をご負担ください。

(キャンセル料)

- ご相談段階・検討段階でのキャンセルであれば、キャンセル料金は一切発生いたしません。
- 依頼当日、作業着後のキャンセルにおいては**料金の全額**をいただきます。返金いたしません。
- 依頼日（実行日）の前日までにキャンセルいただいた場合、料金の半額を返金します。
- 依頼内容によっては着手前のキャンセルであれば現場までの**交通費**だけをご負担いただく場合もあります。

(利用料等の支払い)

利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

1. 基本的なお支払い方法は、**全て前金制**でクレジットカード払いまたは**銀行振込**とさせていただきます。
2. **訪問型及び出張型サービスのみ、ご希望者のみ作業終了後の現金払い**も承ります。
もちろん、事前にご依頼内容を基に**概算見積書**を提出させていただく事も可能です。
3. 利用者はサービス実施中の交通費（通院・買い物等の際公共交通機関を使用した場合）を負担します。

(サービスの利用)

サービスの利用方法 まずは、お電話でお申しください。

当事業者の登録スタッフがご自宅までお伺いして、面談してご相談の上で 契約を結び、サービスの提供を開始いたします。

(サービスの終了)

《利用者の解約権》

利用者は事業者に対しいつでも本契約を解約することができます。

この場合には、利用者は契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知するものとします。

《事業者の解約権》

事業者は、利用者の非協力など、お互いの信頼関係を損ねる行為により、改善の見込みがない為この契約の目的を達することが不可能となった場合には、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

(損害賠償)

1. 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。
2. 債務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
3. 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(守秘義務)

1. 事業者及び事業者の登録スタッフは、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
2. 事業者は、事業者の登録スタッフが退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
3. 事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(緊急時の対応)

事業所は介護保険外介護サービスの提供中に、利用者の身体の状態に著しい変化が見られた場合は「緊急連絡票」に記載されているご家族に速やかに連絡します。

(サービス内容に関する苦情)

1. 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者にいつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は、相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応いたします。

当社お客様相談・苦情担当 責任者 大内 雅司

担当 お客様サービス課 電話 090-1352-8858

(契約外条項)

第14条. 本契約に定めのない事項については、利用者及び事業者の協議により定めます。以上のとおり、介護保険外サービスに関する契約を締結します。上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

(事業者)

介護保険外サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

私は、利用者様の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

(事業者)

事業者 有限会社関西商事／便利屋まごころサービス広島

氏名 代表取締役 大内 雅司 ④

(利用者)

私は、契約書及び本書面により事業者から訪問介護自費サービスについての重要事項の説明を受けました。

私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

利用者住所

氏名 ④

(代理人)

私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者

代理人住所

代理人氏名 ④

本人との続柄

